

平成25年9月26日

滝川市議会議長 水 口 典 一 様

滝川市長 前 田 康 吉

厚生常任委員会への説明員の出席について

平成25年8月29日付け滝議第98号で通知のありました厚生常任委員会への説明員の出席要求について、次の者を説明員として出席させますのでよろしくお願いします。

なお、公務等の都合により出席を予定している説明員が欠席する場合がありますので申し添えます。この場合、必要があるときは、所管の担当者を出席させますのでよろしくお願いします。

記

滝川市長の委任を受けた者

市民生活部長	樋 郡 真 澄
市民生活部参事	伊 藤 克 之
市民生活部参事	石 川 雅 敏
市民生活部くらし支援課長	配 野 英 夫
市民生活部くらし支援課まちづくりセンター所長	工 藤 恒 裕
保健福祉部長	佐々木 哲
保健福祉部次長	中 川 啓 一
保健福祉部福祉課長	国 嶋 隆 雄
保健福祉部福祉課副主幹	杉 山 敏 彦
保健福祉部子育て応援課副主幹	前 田 昌 敏
保健福祉部介護福祉課副主幹	深 村 栄 司
保健福祉部介護福祉課主査	須 藤 公 夫

(総務部総務課総務グループ)

第26回 厚生常任委員会

H25. 9. 27 (金) 午後1時30分
第一委員会室

○ 開 会

○ 委員長挨拶（委員動静）

1. 所管からの報告事項について

《市民生活部》

（1）「未来へつなぐ市民力推進事業」の審査結果について

（資料）まちづくりセンター

《保健福祉部》

（2）生活保護詐欺事件に係る訴訟等の動向について

（資料）福祉課

（3）滝川市社会福祉事業団への施設譲渡等について

（資料）介護福祉課

2. その他について

3. 次回委員会の日程について

○ 閉 会

第26回 厚生常任委員会

H25.9.27 (金)13:30～

第一委員会室

開 会 13:30

委員長 ただいまから第26回厚生常任委員会を開会いたします。
第3回定例会が終わった後のすぐの委員会ということで、大変お疲れかと思いますが、よろしくお願いいたします。

委員動静報告

委員長 委員動静につきましては、田村委員から遅刻の申し出であります。そのほかの委員は全員出席。北海道新聞の傍聴を許可しております。

1. 所管からの報告事項について

委員長 それでは、1、所管からの報告事項について、市民生活部から（1）、「未来へつなぐ市民力推進事業」の審査結果について、説明を求めます。

（1）「未来へつなぐ市民力推進事業」の審査結果について

工藤所長 （別紙資料に基づき説明する。）

委員長 説明が終わりました。

質疑ありますか。

窪之内 不採択となった5番のひろみ座の関係ですが、団体としては自力でこの事業を実施するということがよいのか1点。

東滝川連合町内会については、この市民力推進事業ではなく、町内会の補助事業として単位町内会も含めた新たな補助事業ができたのに、なぜこちらで申請をしたのかということがわかればお伺いしたいと思います。

工藤所長 1点目のひろみ座の関係ですが、こちらの補助で不採択になりましたけれども、この事業は計画どおり実施しております。

また、東滝川の関係ですが、町内会等活動促進事業補助金での申請がなかったかということですが、今回こちらの事業の申請は、15万円という金額での申請でした。申請者には町内会等の事業もあるというお話はしたのですが、こちらの事業を選択して申請したいということでしたので、申請を受けたところでは。

窪之内 東滝川連合町内会についてですが、こちらがだめになったからといって町内会の事業で申請しても、結果は同じと考えてよいのでしょうか。

工藤所長 このまますぐスライドして申請ということにはならないかと思いますが、この事業について、今後、再度申請できないということではありませんので、今回不採択になった主な理由がありますので、その部分をクリアしていただければ、再度こちらの申請も可能ですし、また町内会の事業を申請していただくことも可能ですので、今後全く申請できないということではありません。

委員長 ほかに質疑ありますか。

木下 予算が80万2,000円残っていますが、今後申請の可能性のある事業等は上がってきていますか。

工藤所長 まだ正式に申請は上がっておりませんが、昨年スタートアップ事業で百年記念塔のライトアップ事業を実施しております。担当からは今後も続けたいとの話を聞いておりますので、これが出てくるということと、昨年江部乙地区でスタートアップ事業で申請して採択されております健康セミナーが、本日申請書を

委員長
清水

取りに来ておりましたので、申請されると考えております。
ほかに質疑ありますか。

工藤所長

ひろみ座について、指導者、後継者不足を事業実施の理由とするところを不採択の理由とされたのですが、そこに該当する規則はどのような規則ですか。
この事業は、目的が公益的、社会貢献的事業で、地域の課題解決や他の地域への波及効果が期待できる事業に対象事業を絞っております。今回のひろみ座につきましては、今、ほかの団体でも言われているかと思いますが、会員の確保がなかなか厳しい状況の中で、今回はあくまでも指導者の養成と会員の後継者をつくるという趣旨だったということもあり、そのような目的の申請であれば、これはその団体の中で解決すべきことであり、これを市民力推進事業の補助対象とするのはちょっと違うという結果です。

清水

私、ひろみ座の今回のワークショップの概要を見る機会があったのですが、ここに書かれているように非常に本格的な一座です。新たな伝統芸能になり得る、なっているような中身で、車人形を一度解体して組み立て、車人形の仕組みを理解してもらうとかということまで行うワークショップです。後継者不足対策とか指導者を養成するというのは、それは非常に表面的な見方だと思います。つまり伝統芸能的な技術を継承していくことは、イコールそこがないと進んでいけないし、地域に貢献するということであれば、何年かに1回講演を行っていますが、非常に大きい感動を呼んでいます。そして、全国的かどうかはわかりませんが、かなり注目を浴びています。その波及効果ということであれば、これくらいレベルの高いものをそう簡単に市内に波及などできません。そこで一番大事なことは何かといえば、後継者を養成することです。劇団でいえば劇団員を養成しないとよい劇はつくれません。やはり中身をつくることがもたなのです。どうも、こういう文化、市民力推進を図るという点でいうと、一番大事なポイントを理由に不採択にしたと私には思えるのです。逆に言うと、3年でやめて、また新しいものをやって、また3年でやめて、そういうものが採択されて、もしかしたら50年も100年も継続するような事業を不採択にする。しかも、総事業費が124万円です。公演の入場料などでこつこつ集めない限り集まらない。1,000人ぐらいの方が1万円ずつ出すとかというものではないのです。そういうことであると、残念だなという気がするのですが、どうでしょうか。

工藤所長

平成7年に創設したということで、歴史もあり、平成27年の創立20周年の記念に向けての事業ということでありました。決してこの事業を審査の中で否定しているものではありません。今回、124万4,000円の事業費の中で、指導者を招聘する部分の謝礼、旅費、宿泊費で約75万円、そのほかに製作費として車人形1体をつくるのに20万円、宣伝費で24万円ぐらいということでした。ワークショップはやはり必要だと感じますが、そこに兵庫県からこれだけの金額を支払う中で指導者を招聘しワークショップを開催するという部分が、やはり招聘する金額がほとんどその事業費ということもあり、それは自分たちの中で進めるべきだろうという審査の結論となったところです。

清水

今の答弁を聞くと、招聘費が高額だという理由で不採択にしたということであれば、先ほどの最初の理由とは別の理由が出てきました。私、この事業の要綱の説明を受けたときに、例えば本州から著名な音楽家を招いて市民の音楽のスキルをアップさせるとか、ほとんどこれはワークショップ的に招聘するということだと理解しました。ということは、招聘そのものに高額なお金がかかる事

業は、この事業ではだめということなのかということが1点と、申請書の書き方で指導者、後継者不足を解決するということを除いて、市民に広げるということを中心にすれば通ったということなのか伺います。

工藤所長

先ほど一番初めの説明と違うとおっしゃいましたが、一番初めの説明の中でも花こまから指導者を招聘し、ワークショップを開催するという説明をしておりましたので、その部分についてはやはり高額な招聘費をかけた中でのワークショップの開催というのは、今回の目的からいって不採択になった大きな理由ではあります。

それから、ワークショップを前面に出せば通ったのかということですが、ワークショップを前面に出した中で、そのワークショップを開く指導者が、向こうから招聘してということであれば、やはり採択にはなっていなかったと思います。ただ、ワークショップを前面に出した中で、このひろみ座の中で長く携わっている方がワークショップの指導者ということで開催するのであれば、違った結果になった可能性もあると思います。

清 水

申請する側も一生懸命申請するわけですから、招聘費用が多いということで却下されるのであれば、例えば補助額のどこまでとか、一定の基準を示す必要があるのではないですか。

樋郡部長

今の招聘額が多かったから不採択という理由は、まずそういうことではありません。審査は市民審査会にさせていただくのですが、そのときの会の申請としては、後継者育成のために招聘をしたいという趣旨でした。まず、このひろみ座というのは滝川市内でも既に認知されていて、それなりに活動も認められている団体ということが1つあります。そして、この市民力を使っていろんな市民の問題解決とか市民の皆さんに楽しんで広がりのあるイベントをやっていただくときに、すぐこの大きな事業に取り組むのは難しいという方については、スタートアップ事業に手を挙げていただき、小さなところから広げていただくという考え方も1つあります。そして、この市民力については、3年間は補助しますというのは、この3年間に自分たちで自立してイベントなどを実施できるように、力をつけていただく期間の3年間だと私たちは考えております。ですから、今回はこのひろみ座については、市民審査会の中で、会員が少ないので自分たちの会をもっと大きくしようとか、そういうことのために使うお金にはやはり助成はできないということになりました。今回の判断としては、会の中で指導者を育成するという目的での説明だったものですから、こういう判断に至ったところですよ。ですから、清水委員がおっしゃるように、市民にもっとひろみ座の人形のあり方とか、これをどのように広めていくのかという話までは至らなかったところですよ。要するに後継者育成のために招聘をしますということだったので、そういう判断に至ったということですので、ご理解をお願いいたします。

清 水

今の部長のご答弁ですが、招聘額が多いということが不採択の理由にはなっていないというご説明ですから、先ほどの所長の答弁とはちょっと違うということなので、部長の答弁が実態なのかということの確認と、もう一つは、スタートアップ的なことでないとだめだと今言われたのですか。その点についてご説明いただきたいと思います。

工藤所長

私も誤解を招くような答弁でしたけれども、指導者を招聘してという部分で、やはり自分のところの団体の指導者、後継者不足の解消のための招聘というこ

樋郡部長 については、今回の基準からは該当してこないということで、高額という部分については削除させていただきたいと思います。

清 水 スタートアップ事業でなければだめだということではなく、大きな事業に取り組めなくて、まずは小さなところから始めようという方たちがスタートアップ事業という制度の中に申請をされるということを説明したつもりだったのですが、今うちで扱っている事業としては、スタートアップ事業と町内会と市民力の大きな金額で助成をする3つの制度があるので、それを説明させていただいたところです。

清 水 また今招聘の問題で、工藤所長から、指導者を外から招聘するのはだめということが出たのですが、ワークショップというのは自分たちよりすぐれた人を呼ぶからワークショップになるのであって、普通、技術の高い人を指導者といいますが、自分たちよりも技術の高い人を招聘したら、それは該当にならないということなのですか。

工藤所長 何回も同じような答弁になってしまいますが、招聘が必ずしもだめということではないのですが、今回の事業については、審査会としては、事業の目的が中身的な部分でこの事業の趣旨とは違うという判断が出たということです。

委員長 ほかに質疑ありますか。
(なしの声あり)

委員長 なければ、報告済みといたします。
次に、保健福祉部から(2)、生活保護詐欺事件に係る訴訟等の動向について、説明を求めます。

(2) 生活保護詐欺事件に係る訴訟等の動向について
(別紙資料に基づき説明する。)

国嶋課長 説明が終わりました。
委員長 質疑ありますか。

清 水 証人は、どちら側が呼ぶのでしょうか。
国嶋課長 相手方の要請によりまして、相手方の喚問になります。

清 水 漏れ聞くところによりますと、市側は証人尋問を必要としないということ述べたそうなのですが、地裁でも証人尋問を求めないということでしたので、市側は証人尋問を全く求めなかったということになるのですが、通常、主張を裁判で客観的に証明しようとするれば、証人尋問という手法は当然不可欠だと思うのですが、そういう点からいうと、なぜ証人尋問をゼロ名要請に至ったのでしょうか。

国嶋課長 まず、地裁におきまして、滝川市側からの証人尋問を要請した経緯はあります。また、証人尋問が裁判において不可欠だとは考えておりません。今回、相手方から、これを聞いてこれを明らかにしたいと証人尋問の要請があり、それに対して市側からは陳述書を提出しております。相手方が確認したいとする内容については、その陳述書及び資料を証拠として提出しましたが、滝川市議会の本会議録等を提出しておりますので、それによって相手側が聞きたいということは既に明示されているという判断のもとから滝川市側から証人要請はしておりません。

清 水 確認なのですが、地裁で市側が要請した証人はどののでしょうか。
国嶋課長 滝川市職員であります前査察指導員、前ケースワーカー、それと元福祉事務所長、元市民課長、元参事の5名です。

委員 長 窪之内 ほかには質疑ありますか。

国嶋課長 先ほどの説明で証人に立つ人は何を聞かれるか事前にわかっていて、そのことに答える陳述書を提出しているということですので、2人の証人が何について聞かれるのかはわかっているということだと思っておりますが、何と何について証人尋問されるのかを答弁できるのであれば答弁していただきたいと思います。

委員 長 実際証人尋問が行われるときは、相手側からこの人にこれを聞きたいと要請がありまして、裁判長が裁判所としても必要があると認めた場合に、今回のように証人尋問が実施されます。

委員 長 その中身ですが、非常に多岐にわたってはおりますけれども、前副市長については前市長との関与の度合い、その情報伝達の時期について再確認をしたいということです。また、前代表監査委員につきましては、監査委員が行った調査、具体的な市長への伝達の内容、実施の内容、その後についてということを確認したいというのが主な点だと判断しております。

委員 長 ほかには質疑ありますか。

委員 長 (なしの声あり)

委員 長 なければ、報告済みといたします。

菊井事務局長 次に、(3)、滝川市社会福祉事業団への施設譲渡等について、まず今後の流れについて事務局から説明いたします。

委員 長 (3) 滝川市社会福祉事業団への施設譲渡等について

委員 長 (別紙資料に基づき説明する。)

委員 長 説明が終わりました。

木 下 質疑ありますか。

菊井事務局長 スケジュール案の中で、11月5日の委員会が会派の研修視察と重なるので、調整していただけないか。

委員 長 調整します。

委員 長 ほかには質疑ありますか。

委員 長 (なしの声あり)

委員 長 それでは、質疑の方法について、今事務局から説明されたとおりですが、非常に深い内容となりますので、それぞれ委員会に提出された資料について説明を受けて、質疑は一括して次の委員会で受けるという形で進めたいと思いますが、そのような形でよろしいですか。

委員 長 (異議なしの声あり)

委員 長 それでは、そのようにさせていただきます。

佐々木部長 次に、所管からの説明を求めます。

佐々木部長 ただいまのスケジュールについて、一部変更になりましたけれども、ご了承いただきましてありがとうございます。

佐々木部長 きのもも本会議の通告質問で譲渡の基本的考え方について述べさせていただきましたが、これから今月、来月にかけて事業団への譲渡に関して集中的に委員会を開催していただきます。施設整備等の詳細計画は譲渡後の作業になりますが、何とか譲渡移管への前提となる方向性、譲渡移管のための方向性について委員の皆さんからご意見、ご審議をいただき、この期間中にしっかりまとめていきたいと考えております。どうか何とぞよろしくお願いいたします。

佐々木部長 それから、7月17日開催の厚生常任委員会を皮切りに、7月17日には経過、8月1日には譲渡の基本的考え方、8月28日には資産譲渡の検討方法ということ

で3回説明してきました、きょうは市の財政シミュレーションほかを説明させていただきます。だんだん中心部に入ってきました、ここのスケジュールに書いているものを全部まとめ、それにプラスアルファしたものが10月28日にあります事業団移管計画書になると思います。しっかり皆さんのご意見もいただき、まとめていきたいと思いますので、本当にお忙しいところ大変恐縮ですが、よろしく願いいたします。それから、きょう提出した資料につきましては、次回の委員会までに質疑の通告をいただきまして、内容をしっかり検討してきちんと答えられるようにしたいと思いますので、よろしく願いいたします。この後、所管から説明いたします。

深村副主幹
佐々木部長
委員長

(別紙資料に基づき説明する。)

(別紙資料に基づき説明する。)

説明が終わりました。質疑は次回ということですので、質疑ではなく、説明不足の部分だけの説明となりますが、今の説明の中でわかりにくかったところがあればお聞きします。

窪之内

前提条件として施設の建てかえが出ているのですが、ベッド数は現在と同じ数で建てかえたということなのかということと、新設した場合の起債償還を何年で試算したのかということ、土地については今ある土地の中での建てかえということで試算したのかどうかの3点について確認したい。

深村副主幹

ベッドの数につきましては、現在の養護50、軽費50、特養200で変更ありません。借り入れの関係ですが、これは社会福祉施設整備事業の起債メニューに載っているもので、20年の償還年数になっております。

建てかえにつきましては、現在地での建てかえで想定しております。

委員長
木下

ほかに質疑ありますか。

現在事業団が負担している老健施設等の公債費が、無償譲渡により市の負担となるというのがわからないので、説明をお願いします。

深村副主幹

資料の1ページ目の26年度の公債費協力分に書かれている数字1億81万6,728円と2ページ目の小計で書かれているものが実はイコールなのですが、ごらんいただいておりますのとおり、老人保健施設の公債費の償還額が単年度で8,300万円あります。これを施設単体で公債費の償還ということを考えるのではなく、介護保険施設5施設をトータルで運営収入をもとに必要な公債費の1億81万6,000円を全ての施設で負担をしていただくという仕組みをとらせていただいています。これは、市に入ってくる介護報酬等から必要な公債費の分を別にし、その残ったお金を5施設に割り振って支払いしているのですが、これが施設譲渡することによって、その介護報酬が直接事業団に入ることになるので、市には借金だけが残ることになります。ということで、この1億81万6,000円を、財源を持たない介護特会で補えるかということ、そうはならないことから、一般会計からの繰り入れを求めざるを得ない。これが市全体にとっての負担になり得るという意味です。

委員長

ほかに質疑ありますか。

なければ、この内容につきまして、各会派で質疑内容を検討していただくことになるとと思いますが、そのときに今の説明を皆さんがそのまま会派でできるかということ、なかなか難しい部分もあるかと思います。そのときは所管から説明をいただきたいと思いますので、よろしく願いいたします。

それでは、報告済みといたします。

2. その他について

委員長

それでは、2、その他について、委員から何かありますか。

(なしの声あり)

事務局から何かありますか。

(なしの声あり)

3. 次回委員会の日程について

委員長

次に、3、次回委員会の日程についてですが、先ほどお配りした日程のとおり、10月15日午後1時30分から第一委員会室において開催となります。

その前に9月30日、来週の月曜日に視察がありますので、皆さん遅刻しないように集合していただきたいと思います。

清水

厚生常任委員会開催スケジュール案の中で、11月5日と11日の内容は未定となっていますが、これは予備ということで考えているのか、それともここに新たな項目が加わってくるということなのか。

それから、議会提案が12月になっていますが、一言言わせていただければ、施設譲渡が物すごく効果が小さいということに驚きました。20年間で5億4,000万円です。1年間当たり2,700万円です。これをメリットと考えるという神経に私は驚いています。スポーツセンターの例を見ればわかるのですが、スポーツに関するノウハウが市になくなってきています。やはり基本的な事業については、ノウハウを市がきちんと持っているということが大事だということ。スポーツに関してだけでも、すごく実感しているはずですが、ですから、2,700万円というのははっきり言って研修費用です。1年間に1億円ぐらい違うと私は思ったのですが、驚き以外の何物でもないということを述べさせていただいて、12月の議会提案に持って行っていただきたいと思います。本当に驚きました。

委員長

今の質疑等については次回委員会での答弁とさせていただいて、特段、答弁は求めません。

清水委員の言われた日程等につきましては、11月5日は市民クラブの会派視察と重なるということで変更となりますが、ここに当てはまる内容は、10月28日の資料説明についての質疑となります。

11月11日については予定ですが、11月11日の委員会で最終的な決定をとりたいということで、12月の第4回定例会に議案が出されるという日程で進んでいきたいと思います。よろしいですか。

(異議なしの声あり)

委員長

それでは、そのほか何かありますか。

(なしの声あり)

委員長

以上で第26回厚生常任委員会を閉会いたします。

閉 会 14:34